

2020年4月24日

2020年度日本建築学会大会（関東）

学術講演会、建築デザイン発表会 発表者各位

一般社団法人 日本建築学会
学術推進委員会
委員長 後藤春彦

2020年度大会（関東）諸行事の開催中止に伴う
学術講演、建築デザイン発表に関する特別措置について

このたびは、2020年度大会（関東）に投稿いただき、有り難うございました。

4月20日付で「[2020年度大会諸行事の開催中止について](#)」が公表され、今年度採択された発表梗概は、梗概集（DVD）に掲載されるとともに2020年度大会（関東）で発表したものと見なされることになりました。

一方、今年度の特別措置として、希望者には期間を区切って「取り下げ申請」を受け付けます。下記の期間中に取り下げ申請された発表梗概は、大会梗概集には掲載しません（発表したものとは見なされません）。発表登録費も請求しませんので、希望者は申請期間内に申請ください。申請期間を過ぎると、特別措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

なお、「取り下げ申請」をされても、日本建築学会の会員資格は継続となります。年会費はお支払いいただきますので、御了承のほどお願い申し上げます。

記

2020年度大会（関東）発表梗概の取り下げ申請について

- ・申請方法：次のサイトより申請してください（投稿委託業者のサイトです）。

学術講演会

<https://www.gakkai-web.net/gakkai/aij/ippan/torisage.html>

建築デザイン発表会

https://www.gakkai-web.net/gakkai/aij/aij_design/torisage.html

- ・申請期間：2020年4月24日（金）～5月13日（水）17:00（厳守）

<注>・取り下げ申請は、必ず発表者ご自身が行ってください。

- ・申請期間を過ぎると、発表登録費をお支払いいただきます。さらに梗概集からの取り下げ自体ができなくなる場合もありますのでご注意ください。